

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、控訴の提起等がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成27年11月11日

教 職 員 課

平成27年11月11日

損害賠償請求事件について

このことについて、平成27年9月16日、名古屋高等裁判所へ控訴の提起がありましたので、報告します。

1 当事者

控訴人 清須市在住の元教員

被控訴人 愛知県

被控訴人補助参加人 清須市

2 控訴の趣旨

原判決を取り消す。

被控訴人は、控訴人に対し、1048万2685円及び平成23年9月1日から支払い済みまで、年5%の割合による金員を支払え。

訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人の負担とする。

なお、控訴人は、控訴理由の詳細について「追って準備書面を提出する」としており、未だ明らかでない。

3 事件の概要

控訴人（第一審原告）は、在職時に約2年7か月休職したが、当時の勤務校の校長によって復職を妨害されたとして、不当に休職を更新された2年間の給与減額分、復職できなかったことによる精神的苦痛に係る慰謝料等の支払いを求めて提訴した（25.8.28）。

第一審判決（27.9.2）では、校長による復職妨害はなかったとして、請求が棄却されたため、同判決の取消し等を求めて控訴してきた。

4 第1回口頭弁論期日

平成27年12月3日(木) 午前11時

平成27年11月11日

損害賠償請求事件について

このことについて、平成27年10月15日、名古屋地方裁判所において訴えの取下げがありましたので、報告します。

1 当事者

原告 県立高校卒業生

被告 愛知県

補助参加人 県立高校元教員

2 事件の概要

平成25年7月頃から8月末までの間、当時3年生であった原告は、補助参加人に実習室で腕や脚や太ももを触られたりして精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法に基づき、被告愛知県に対して、慰謝料等330万円の支払いを求めて提訴してきた。

(27.3.19)

3 訴えの取下げ

平成27年10月15日(木)、原告と補助参加人との間で、本事件に関する裁判外の和解が成立した。そして、同日、原告から裁判所へ「訴えの取下書」が提出され(被告同意)事件が終結した。

なお、和解の内容は、補助参加人が原告に対して和解金を支払うこと、本事件の訴えを取り下げること等であった。